

保険法の施行にともなうお知らせ

2010年 1 月

SBIアクサ生命保険 株式会社

## 現在ご加入のご契約へ適用される項目について

平成20年6月6日に公布されました保険法は、平成22年4月1日に施行されることとなりました。今回の保険法施行にともない、施行日以降のご契約には保険法に準拠した約款が適用されますとともに、施行前のご契約にも一部の新条文が適用されることとなります。

このため弊社では、「保険法施行に係る特則」（以下「本特則」といいます。）を作成し、契約日が平成22年3月1日以前のご契約に対し、平成22年3月2日より本特則を適用させていただきます。

なお、現在ご加入のご契約の保険料、保険金額・給付金額および支払事由などの保障内容に変更はございません。

※保険契約の更新、再加入または復活がなされた場合は、更新、再加入または復活時の普通保険約款および特約条項が適用され、本特則は適用されません。

### (1) 重大事由による解除（本特則第2条）

契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取する目的で保険事故を故意に起こした場合や、保険金・給付金等の請求について詐欺を行なった場合など、重大な事由が生じたときに保険会社は保険契約を解除することができます。この場合、重大事由発生以後に保険金・給付金等の支払事由が発生しても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。

※「重大事由による解除」については従来から弊社約款でも規定していましたが、制定された保険法の条文にあわせた内容としました。

### (2) 保険金・給付金等のお支払時期（本特則第3条）

保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要となる場合や、その場合のお支払時期について明確にしました。

	区 分	内 容	お支払時期
①	保険金・給付金等をお支払いするために確認が必要な場合	・ 保険金・給付金等の支払事由発生の有無 ・ 免責事由の有無 ・ 告知義務違反の有無 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的の有無	保険金・給付金等の請求書類が当社に到達した日から60日を経過する日
②	上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な場合	・ 医療機関または医師に対して指定された方法での照会 ・ 弁護士法にもとづく照会等の特別な照会や調査など	保険金・給付金等の請求書類が当社に到達した日から内容に応じて90日・120日・180日を経過する日のいずれか

### (3) 保険金・給付金等の受取人による保険契約の存続（本特則第4条）

保険契約が差し押さえられ、債権者によって解約請求された場合などに、保険金・給付金等の受取人（介入権者）が解約返戻金相当額を債権者等に支払うなど一定の要件を満たすことにより、保険契約を継続することができます。

これによって保険金・給付金等の受取人の権利を保護することとなります。

## 【保険法施行に係る特則】

### (特則の適用)

第1条 本特則は、契約日が保険法（平成20年法律第56号）の施行日より前である主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）及びその主契約の締結と同時に主契約に付加された特約条項について適用します。

なお、本特則が適用される保険契約（以下、「この保険契約」といいます。）において、更新、再加入または復活がなされた場合は、更新、再加入または復活時の普通保険約款が適用され、本特則は適用されません。

2 本特則が適用された場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）及び特約条項の規定に係らず、次の事項についてそれぞれに定める日以後は、本特則の定めるところ（以下、「本取扱い」といいます。）によります。

(1) 重大事由による解除（第2条）

平成22年3月2日以後に生じた第2条第1項に定める事由について、本取扱いを開始します。

(2) 保険金等の請求及び支払の時期・場所（第3条）

平成22年3月2日以後の保険金等の請求について、本取扱いを開始します。

(3) 保険金等の受取人による保険契約の存続（第4条）

保険法（平成20年法律第56号）の施行日以後、本取扱いを開始します。

### (重大事由による解除)

第2条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金等（給付金及び年金を含みます。また他の保険契約の給付金、保険金等を含み、保険種類及び給付の名称の如何を問いません。以下本特則において同じとします。）の受取人が保険金等（保険料払込免除を含みます。以下本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に保険金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

(2) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

(3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

(4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被

保険者もしくは保険金等の受取人が他の保険会社等（共済を含む）との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合

2 会社は、保険金等の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払わず、また保険料の払込みを免除しません。また、この場合に、既に保険金等を支払っていたときは、その返還を請求し、保険料の払込みを免除していたときは払込みを免除した保険料の払込みがなかったものとして取り扱います。

3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金等の受取人に通知します。

4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

### (保険金等の請求及び支払の時期・場所)

第3条 保険金等の支払事由が生じたときは、保険契約者または保険金等の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

2 保険契約者または保険金等の受取人は、すみやかに主約款に定める請求に必要な書類を提出して保険金等を請求してください。

3 前項の請求があった場合、会社は必要な書類が会社に着いた日（以下、本条において「請求日」といいます。）からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。

4 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、この保険契約の締結時から保険金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定に係らず、保険金等を支払うべき期限は、請求日から60日を経過する日とします。

(1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合  
保険金等の支払事由に該当する事実の有無

(2) 保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合  
保険金等の支払事由が発生した原因

(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合  
会社が告知を求めた事項及び告知義務違反に至った原因

- (4) 主約款及び本特則に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合  
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金等の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項に係らず、保険金等を支払うべき期限は、請求日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
- (2) 前項に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 120日
- (3) 前項に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 120日
- (4) 前項に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
- (5) 前項に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 前項に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 90日
- 6 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- 7 第4項または第5項に掲げる必要な事実の確認を行う場合、会社は保険金を請求した者にその旨を通知します。
- 8 本条の規定は、主約款の保険料の払込免除の規定に準用します。

#### (保険金等の受取人による保険契約の存続)

第4条 保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることがで

きる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす保険金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の規定により保険金等の受取人が会社に通知を行う場合は、次の各号に定める必要書類を提出してください。会社は、次の各号の書類以外の書類の提出を求め、また次の各号の書類の一部の省略を認めることがあります。
- (1) 会社所定の請求書
- (2) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（被保険者本人である場合を除きます。）
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまで（以下、「介入権行使期間」といいます。）に、保険金等（被保険者の死亡、生存または主約款に定める高度障害状態に該当することを支払事由とする保険金等以外の保険金等である場合には、その保険金等を支払うことにより、主契約が消滅するものに限り、以下、本項において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項に定める金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等の受取人に支払います。ただし、収入保障保険については、主約款に定める年金支払の規定に係らず、介入権行使期間中に年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、年金支払は行わず、主約款第10条に定める未払年金の全部の現価の一時支払を第1回の年金支払日に行うこととし、この一時支払の金額を「当該支払うべき金額」とします。
- 5 主約款に定める保険契約者及び被保険者に関する規定に係らず、債権者等に第2項に定める金額が支払われた場合、1回に限り、保険契約者は、被保険者の同意及び会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を新たな保険契約者に承継させることができます。